

社会保険料（健康保険、厚生年金及び子ども・子育て拠出金）の 納入確認についての注意点

入札参加資格審査申請時には、社会保険料の納入確認を行うため、

- (1) 直前12か月分の領収書の写し
- (2) 社会保険料の納入確認書の原本（写しでも可）

のいずれかを提出していただくこととしておりますが、(2)による場合、下記に留意してください。

- ・「直前12か月分の領収書の写し」を提出することができない場合にのみ、日本年金機構が発行する証明書を提出するようにしてください。
- ・日本年金機構が発行する証明書は、「社会保険料納入証明書」「社会保険料納入確認書」の2種類がありますが、いずれの提出でも可とします。
※納入証明書による場合、証明事項の出力区分は「一括用のみ」としてください。
- ・納入証明書または納入確認書の交付申請は、原則として「郵送での受付」となっており、交付についても「郵送での交付」となります。窓口で交付申請を行った場合でも、後日郵送での交付となりますので、ご注意ください。なお、証明書発行手数料は無料ですが、交付申請の際に返信用封筒を添付してください。
- ・交付申請書の様式及び記載方法については、日本年金機構のホームページに掲載されております (<http://www.nenkin.go.jp/shinsei/kenpo.html>)。また、ご不明の点は下記までお問い合わせください。

【証明書の交付に関する問い合わせ先、交付申請書提出先（県内業者）】

日本年金機構 青森年金事務所 厚生年金徴収課

〒030-8554 青森市中央1-22-8

青森第一生命ビルディング1・2階

TEL 017-734-7497（厚生年金徴収課直通）

※県外業者の方は、問い合わせ先等が異なりますので、それぞれの本社所在地を所轄する年金事務所へお問い合わせください。